

専門職大学院認証評価 改善報告書検討結果

教育機関名称	京都情報大学院大学
教育機関名称(英語)	The Kyoto College of Graduate Studies for Informatics
専攻名称	ウェブビジネス技術
専攻名称(英語)	Web Business Technology
学位名称	情報技術修士(専門職)
提出日	2026(令和8)年6月

一般社団法人日本技術者教育認定機構

専門職大学院認証評価 改善報告書に対する所見

評価の記述	S(優良)	認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。
	A(適合)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
	C(懸念)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。
	W(弱点)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。
	D(欠陥)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。
	ー(該当なし)	当該項目で定められた条件に該当しないため、評価の対象としない。
改善された点・ 問題点・コメント	★改善された点 2(1)「入学選考の判定基準」の明確化(A,B,C,Dの4段階評価)、アドミッションセンター(入学試験委員)と入学者選考委員会の2層処理 W→C 7(2)(理事長教育諮問会議の再構成・強化) W→W ★問題点 2(1)入学者数管理の改善に関してデータ提示なし 7(2)「主たる運営主体とは独立・批判的に評価を行うことができる機能や役割」を果たす仕組みへの対応が見られない ★コメント 特になし	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
1	基準1：専攻の使命・目的および学習・教育目標の設定と公開	A	—	基準1(1)～1(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	
1(1)	専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A	—	専攻の使命・目的は、「建学の理念と設置の趣旨」において詳細にWebで公開され学生便覧や大学案内にも明記されるとともに、学則で定められている。	
1(2)	修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A	—	専攻の理念や目的にそったディプロマ・ポリシー(DP)を定め、Web公開している。	
1(3)	専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。 その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。 また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。	A	—	専攻の使命・目的を達成するための学習・教育目標として、産業技術系専門職大学院基準に記された履修生が獲得すべき6つの知識・能力(i)～(vi)との間との対応関係を備えた4つの教育目標を設定し、Webにて社会に公開するとともに、学生便覧やシラバスにおいて周知している。	
1(4)	研究科及び専攻（以下「研究科等」という）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。	A	—	研究科及び専攻の名称（応用情報技術研究科、ウェブビジネス技術専攻）は、当該校の教育目的及び教育内容と合致している。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
2	基準2：学生受け入れ方法	W	C		
2(1)	学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。	W	C	社会へ高度に貢献し得るIT技術者の育成には、文系理系を問わず多様なバックグラウンドを持った人材にIT (ICT) 分野の付加価値を与えるべきという明確な理念に基づき、アドミッション・ポリシー(AP)を定め、Web公開している。 ただし、選抜は、複数の判定項目に対し多段階評価で行われることを記録と面談で確認したが、明文化された判定基準がない。その結果、入学者数が定員を大幅に超過する状態も、前々回、前回評価から改善せず常態化している。実際、2018年度360名の入学定員は、2019年度480名、2020年度～2023年度は600名、2024年度(評価対象期間ではない)には700名へと増員している。同専攻が示した2023年5月時の収容定員は1300名で、最初の自己評価報告書においては定員との乖離は僅かであった。しかし、三度にわたる数字の検証と修正により、2022年度末に定員を3割以上超過していたことが判明した。さらに、入学者数と専攻修了者数と多年度履修者数、退学除籍者数等との整合を確認したところ、追跡可能な2019年度と2020年度の退学除籍者の合計は、初回資料の29名が次の修正で85名、最終修正では100名へと増加した。 専攻からは、「入学者の予想は定員増員年の4年前から可能で、極めて高度な経営判断のもとに策定している」、「学籍管理は厳格に行っている」、「留学生は相手国の状況やビザの発行、コロナ禍の影響により入学者数が変動する」、「学籍管理の基準点による齟齬(5/2以降に来日した4月入学生の扱い)が生じる」との説明があったが、変動要因は入学者数の減少と相関のある要因で、増員された定員を超過し続ける理由も示されず、自己評価報告書における基本情報が、修正され続け説明もなされなかった。 以上より、まず、選抜が公正、適切に実施されていることを実証するための判断基準の明文化を行う必要があり、さらに、実際に入学者数を適正管理できるように選抜方法を具体的に改善することが必要である。	改善報告書では、入学選考に関して根拠資料「入学選考の判定基準」を添えて改善内容を説明している。 アドミッションセンターが入学選考に係る事務処理を担当し、入学試験委員による志願者の基礎学力・自己紹介・志望動機・小論文・面接・職務経験・外国語運用能力の各評価項目に対する A/B/C/D の4段階評価を行い、入学者選考委員会がその結果を総合的に確認・検証し、合格者数と入学予定者数についての審議を行って最終的な可否判定案の作成する。これを受けて大学院委員会での審議を経て学長が可否を決定する。 各評価項目につきA～Dのどれに評価するかの評価基準(ループリック)が新たに定められ表として示されている。入学者選考委員会での可否判定の判定基準も定められた。これらが適切な設定になっていることの点検とその結果必要となった改善が行われていくことを期待する。 入学者数の管理に関しては「2025 年度からの入学定員 1000 名、2026 年度から総定員 2000 名を基準に、年度内 2 回(春・秋)の入学者、各回の日本人学生・留学生、留学生のうち日本語モード・英語モードの各入学者、社会人特別選抜、サテライト入学者の動向を確認しながら、入学者数の管理をしています。」と書かれているだけで、それぞれの入学志願者数、実入学者数も示されていず改善の状況が判然としない。「入学辞退者の発生状況に関する過年度データの分析による合格者数設定の精緻化、入学手続状況の段階的確認による定員管理の強化等の運用改善、入学定員の適切な管理を図る体制の整備を行い、今後は、これらの改善措置により、入学定員を踏まえた計画的かつ適正な学生受入れを継続していきます。」と書かれた「改善」・「整備」が行われることを期待する。 次回の認証評価までに、これらの期待が実現されていることが望まれる。

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
3	基準3：教育方法	A	—	基準3(1)～3(11)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	
3(1)	教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。	A	—	専攻の理念・目的にそったカリキュラム・ポリシー（CP）を定め、Web公開している。 CPには1. 科目群（専攻が提供する科目の全体像と専門領域毎の編成）、2. 履修モデルの編成と実施方法（体系的な学修のためのアドバイス）、3. Master Project（履修後の実装につながる自律的な課題発見・学びを活用した、自由度の高い問題解決型学習（PBL））が示され、4. 社会環境の変化に対するカリキュラム改善への基本姿勢も記されている。	
3(2)	学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。	S	—	カリキュラムはIPAのiコンピテンシ デictionaryを参考にタスクとスキルをマトリックスで整理して体系的に設計している。IT分野におけるトランスファラブルスキルを重視した3科目とMaster Projectの計4科目を必修とした上で、8つの専門分野科目群、実装分野の課題理解のための6つの産業科目群を設定し、入学時のIT基礎スキルや留学生向けの補完科目、専門を跨る選択科目も用意している一方で、自由設計のコースも用意している。履修パターンを示すことで系統的な学びを促し、全ての科目概要、履修方法をWeb公開し、入学前からシミュレーションできるように工夫されており、入学後の詳細説明も怠らない。 また、社会動向の変化を見据えてカリキュラムの改良再編を絶えず行っているが、再編後の影響にも配慮し内部で検討している。優れた点として評価できる。	
3(3)	カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	A	—	提示された2022年度全シラバスに学習・教育目標との対応を記載する欄があり、学生便覧にも一覧表が用意されている。またシラバスやWeb上の科目概要紹介から、学生の実践教育を充実させるための様々な授業形式への工夫が読み取れ、授業報告会資料や評価結果、参観した授業からも確認できた。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
3(4)	カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。 また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。 なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な可否・水準判定だけでなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。	C	—	全ての科目概要がWeb公開され、そのシラバスは学生および教員が閲覧できる。シラバスには、概要、(履修後の学修到達)目標、対象者、主要トピック、前提科目・前提知識、教科書、教育メディア、参考文献、(各回の)講義内容、課題、評価方法、教育目標との対応を記載するためにフォーマットは定型化されている。教員相互の授業評価結果からも、シラバスに沿った教育の実施と評価の適切性に関する記述がある。 一方、本項は、2018年度評価で「内容をいま一步踏み込んで記述すること」と指摘され、2020年度の改善報告書検討結果でも「改善前と点検後のシラバスが対比できる資料、教務委員会の指摘を受けた担当教員がどのようにシラバス改善を行なったのか記録、さらには、FD活動への反映状況など、関係する資料の提示が望まれる。」と再び指摘されて改善が認められていない。 今回、証左の提示方法まで具体的に示された本項に注目したが、自己評価報告書や付属資料には「教務委員会」そのものの記述がなかった。追加資料要求も行ったが「毎学期開始約1ヶ月前に教務委員会でシラバスの記入項目、記載内容、記述量などを確認し、修正が必要な場合は担当教員へ修正を依頼している。2023年度春学期は、新規開講科目を主として10科目程度、担当教員へ修正を依頼した。なお、外部へ提出できる記録としては残していません」との回答があり証左は示されなかった。 そこで、産業技術系専門職大学院基準に記された履修生のアウトカムズのうち(ii)に対応する教育目標②、及び(iv)(v)(vi)に対応する教育目標④を設定したシラバスを抜き取り、当該授業の講義内容や目標や評価と学習・教育目標の達成との関係が学習者に分かり易く示されているかどうかの観点で確認を行った。その結果、教育内容の記述は詳細であるが、教員の(ii)(iv)(v)(vi)に対する意識が具体的に確認されたシラバスは極僅かであった。「内容をいま一步踏み込んで記述すること」の本質的な意味を考えた改善が望まれる。 なお、現在、教員視点のinput型シラバスから学生視点のoutcomes-basedのシラバスへの改善途上とのことなので、多くの科目に波及することを期待したい。	
3(5)	学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。	A	—	シラバスは改善途上で、学生自身による学習・教育目標に対する達成度確認への配慮の少ないものも存在する。しかし、入学時や学期毎の履修計画を学生が策定(変更)する際には、担当が固定されたアカデミックコーディネーター(AC)や指導教員が履修相談等に応じる仕組みが構築され、機能していることを確認した。 また、ICTを用いた学習管理システム(Learning Management System：以下LMSとする)を活用した反転授業やラーニング・ポートフォリオを評価に高ポイントで活用する科目、必修科目では教育目標④に関して繰り返し学び直すなど、学生自身による逐次的・自律的な自己評価を促す取り組みも確認できた。さらに学習支援に留まらず、特に留学生に対し様々な支援策を講じ、見える化していることも確認できた。	
3(6)	授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。	A	—	学生数に関わる法令順守の状況は、定員数を上回る在学生数が常態化しているものの、ウイルス感染症対策実施以降(2020年度春学期以降)リアルタイムオンライン形式もしくはハイブリッド形式の授業に移行している。提示された実際の収容人数記録からは、特に問題は認められないことを確認した。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
3(7)	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。	A	—	CAP制が導入され、半期に履修申請できる上限を最大18単位と履修規程に設定している。	
3(8)	一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。 夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること。	A	—	年間の授業期間は35週を原則と定めた上、2学期制(春学期、秋学期)を採用し各学期に15週の授業期間と試験・補講期間を設けている。社会人学生に配慮して、夜間(18:30～21:40)や土曜日の授業や集中講義も開講している。さらに、開学当初以降はオンデマンド形式やハイブリッド形式またはリアルタイムオンライン形式授業を録画した動画のLMSへのアップロードも併用しており、時間と場所を限定せずに学ぶことができる科目もある。授業の期間は、適切であると判断できる。	
3(9)	多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	A	—	本校は多様なメディアを用いた教育を新型コロナ対応を迫られる以前から積極的に取り入れており、高品位遠隔講義システムによる京都と札幌および東京サテライトとのリアルタイム遠隔講義等を行ってきた。加えてハイフレックス仕様教室の整備により、グループ学習等参加型授業形態についても対面/オンライン・国内外によらず、受講可能となった。さらにLMSを活用したオンデマンドでの教材提供により、学習管理に加え学習効果も高まったと言える。これらに関するメディア利用については大学設置基準に照らしても、全て評価基準を満たしている。	
3(10)	通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	—	—	該当なし	
3(11)	国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。 また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。	A	—	インターンシップを推奨し、指導期間や単位認定について履修規程に定め、学生便覧において教職員および学生へ公開している。本規程に従い、評価期間中に実施された実習形態は全て、三省合意基準に基づき単位認定可能なものであり、認定の手順として、本人からの実習報告書と報告会における評価結果も確認した。従って、認証評価基準を満たしている。 なお、認定基準に関しては文書化が望まれる。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
4	基準4：教育組織	A	—	基準4(1)～4(16)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	
4(1)	教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。	A	—	法人及び大学院としての責任所在は、組織規程に明記されており、議決機関は理事会のみで人事の任命権者は理事長である。また、大学院組織の決定権者は学長であり、学長の下に応用情報技術研究科、その下にウェブビジネス技術専攻を置く1研究科1専攻で構成している。学長の決定に資する審議機関が「大学院委員会」である。 組織・会議体には法人に関連する組織と大学院に関連する組織があるが厳密な業務分離は難しい。規程に記された大学院委員会や教務委員会を含めた7つの審議機関と5つのその他の審議実施機関、教育課程連携協議会や理事長教育諮問会議を含めた5つの諮問機関、高等教育・学習革新センター（Center for Teaching and Learning Excellence：以下CTLEとする）のような4つの附置研究所、アドミッションセンターやキャリアセンター及び課題に対応した自律的なWGは、運用面では理事長、学長、研究科長の下、及び大学院委員会の下で、委員構成は重複し複雑に行われてはいるが、教育に関連する事項は全て「大学院委員会」に集約している。 なお、教員組織編制に関しては、「教育職員任用・昇任に関する内規」を定めており、人事委員会で審議の上、理事会が決定する。評価対象期間において拡充した教員の任用・昇任審議記録から、科目の多様性に対する教員の専門・実務経験や9割を超える留学生対応のための語学力、学生評価を重視した昇任等、適切な運用を確認した。	
4(2)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。	C	—	評価対象期間において学生数は約3倍に増加したが、教員は毎年増強している。また、受講学生が300名～400名となる大規模必修科目においては、複数の教員が統率の取れた状態で細分化を行う運営方式が採用され、質担保に向けた適切な体制構築がなされていることを確認した。 一方、同一期間において事務部門は18名から20名にしか増えていない。大多数が留学生である当該校の学生支援の作業量は国内学生を主とする教育機関と比べ多い。2022年度後期は大幅に増えた在籍者に対して学生支援と管理を行う必要があった。また、専任教員として授業を受け持つ者も複数存在する。 この状況に対し、事務部門とは別にアドミッションセンターとキャリアセンターに人員を配置し、教員支援を行うティーチング・アシスタント(TA)とは別に教員や事務部門を支援するグラデュエート・アシスタント(GA)を設け、教育部門と事務部門の情報共有を図るための助教を中心としたアドミニストレーション教員制度を設け、事務職員の教育支援体制は問題ないとの説明を受けている。 ただし、評価作業に関しては、要求事項に対する資料不足や未回答案件、初歩的な検証や関連資料間の整合が不十分なための修正が多数繰り返された。また、過去の検討経緯や具体的な行為を示す議事録等の証左が存在しない、もしくは存在しても証左とはなりえない議事録もあった。評価作業に限っては、十分な質が確保されていたとは言い難かった。 事務職員による学生支援体制に問題はないとの説明は了解したとしても、他の業務との間で両立が図られるか否かに関しては懸念が残った。何らかの対策が望まれる。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
4(3)	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。	A	—	専攻が定めている2023年度の収容定員は1300名であり、この1300名に対して、文部科学省が通達に定める配置されるべき専任教員の基準数は130名（うち教授が65名）である。2023年5月1日時点で、専任教員132名（教授68名、准教授13名、講師10名、助教41名）であり、これを満たしている。	
4(4)	専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。	A	—	専攻数は1であり専任教員の重複は無い。	
4(5)	法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。	A	—	2023年5月1日現在の専任教員数132名のうち、教授は68名であり、法令を満たしている。	
4(6)	専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。 （i）当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者 （ii）当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者 （iii）当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者	A	—	自己評価書表4-4及び2. 専任・兼任教員個別表と3. 専任教員の教育・研究業績により、専任教員の区分において(i)、(ii)、(iii)に対し満遍なく配置していることを確認した。	
4(7)	専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。	A	—	専任教員は132名であるため、法令上、約40名以上の実務家教員を配置する必要がある。本専攻における実務家教員は57名であり法令を満たしている。また、専攻関係基礎データから実務家教員は、実務経験との関連が認められる授業科目を担当していると判断できる。	
4(8)	主要な授業科目は、原則として専任教員（教授または准教授）が担当していること。	A	—	必修科目および8つの専門分野科目群における主要科目は、専任教授または准教授が代表教員として授業を設計して統括している。また複数教員で分担する大規模授業も綿密な設計と情報共有により支障なく行われていることを確認した。	
4(9)	専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。	A	—	2023年5月時点で、専任教員132名の内訳は、21～30歳代4名、31～40歳代31名、41～50歳代19名、51～60歳代26名、61～70歳代26名、71歳以上26名であり、バランスのとれた年齢構成である。	
4(10)	専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。	A	—	自己評価書にある、アドミニストレーション教員制度は、組織規程に年間上限時間等も定められ、学生支援業務の一環として事務職員と協働するものであり、人数も8名であることから教育研究の遂行に支障がない。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
4(11)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。	A	—	科目等履修生の受け入れ人数は、毎年数名であり、現状の設備及び教員の教育指導に支障のない範囲である。	
4(12)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。	A	—	札幌と東京にサテライトキャンパスが設置されているが、両施設は遠隔受講施設であり、教育研究を行う場所は京都本校のみである。従って教員の配置は無い。しかし、リアルタイム遠隔講義等に加え、LMSを用いたオンデマンドでの受講やコミュニケーションも確保され教育に支障はない。	
4(13)	教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。	A	—	教員の採用基準や昇格基準に関しては、教育職員選考規程や教育職員任用・昇任に関する内規の存在を確認した。また、引用・裏付け資料4-4にある過去5年間の昇任者のうち現在も在籍している者については、教員個別表や教育研究業績により、教育への貢献度や授業評価の反映についても確認できた。	
4(14)	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。	A	—	5年前の自己評価と比して様々な新たな改革を行っている。特にカリキュラムに関するものと教育手法に関するものが顕著で、課題発見とその対応スピードが際立っている。こういった改革の着手と実現は硬直した組織では考えられず、現場観察と関連情報の収集と集約が必須であり、教員間の自律的な活動が有効に機能していることの何よりの証左と言える。この動きがさらに波及することを期待したい。	
4(15)	教員の質的向上を図る仕組み（ファカルティ・ディベロップメント）があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。	S	—	技術動向を知るための講演形式のFDを定期的開催しているが、当該専攻は教員の出身業界が多様であり、外部組織との連携も多く、様々な最新情報の入手が期待できる。加えて、CTLEを新設した2019年以降、教育の質的向上を目的として頻繁に開催されているFDは、国内外の教育改革の動向をしっかり踏まえ、教職員の意識改革を目指した最良の実践活動である。優れている点として評価できる。	
4(16)	職員の質的向上を図る仕組み（スタッフ・ディベロップメント）があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。	A	—	SDは、教育及び学生支援・地域連携に関する外部機関主催の講習会等への参加と全体会議で構成されていて、101件/5年の参加実績があり、22名のスタッフとしては十分といえよう。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
5	基準5：教育環境	A	—	基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	
5(1)	学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。	A	—	前回評価時以後、キャンパスの増強を行い、実習設備、図書施設、演習設備、情報インフラ環境を有している。	
5(2)	夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。	A	—	多様な学習スタイルに対応するため、平日(9:30～21:40)の授業開講の他に土日祝日での実習室・演習室・図書室等の利用、集中講義等による開講を実施しており、社会人学生等への配慮がなされている。	
5(3)	専任教員に対して研究室を備えていること。	A	—	一部の教員(全体の13.8%)には個室の研究室が割り当てられている。他の教員は教員共同研究室が用意されている。少なくとも一人当たり3.5m ² (125.53m ² に36名)が割り当てられている。	
5(4)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。	—	—	科目等履修生他の実績が少なく、該当しない。	
5(5)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。	A	—	教育研究を行う場所は京都本校のみである。札幌と東京に設置されたサテライトキャンパスはリアルタイムオンライン受講が可能な遠隔受講設備として整備されており、受講・学習において支障がない。	
5(6)	大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。	A	—	前回評価時以後、大幅なキャンパス増強が行われている。	
5(7)	学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。	A	—	財源は学生生徒納付金、私立大学等経常費補助金、寄付金収入などで構成されている。JAXAからの受託研究費も連続獲得しているが、学生生徒納付金の占める割合が高く、預金残高は借入金の総額を大きく上回り財源確保に問題はない。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
5(8)	学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。 また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。	A	—	学生支援としては、学習・履修科目に関する相談と生活支援相談がメインで、アドミニストレーション教員が教員と事務部門との連携を担いつつ、留学生向け支援や各種申請支援、奨学金制度などの体制も完備している。 学習・履修科目相談はアカデミックコーディネーター(AC)である教員(55名)が担っているが、LMS上にAC Community(各ACと担当学生間のSNS)を設置して、学習相談だけでなく事務部門との橋渡しも行っている。面談からはACの意識も高く遣り甲斐を垣間見ることができ、数十名の学生を担当する場合でも、十分に機能していることが確認できた。 また、生活支援や留学生支援は事務部門の学生課(8名)、進路相談や就職支援はキャリアセンター(6名)がACと連携して行っている。コロナ禍以降、各種オンラインでの申請や相談システムも充実させ、コミュニケーションの円滑化のために、SNSを利用した同郷留学生間の情報の共有や協力関係の構築、母国語での支援体制も整備していることを面談により確認した。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
6	基準6：学習・教育目標の達成	A	—	基準6(1)～6(5)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	
6(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれに従って修了認定を実施していること。	A	—	修了認定基準と方法は、学則、履修規程、学位規程に規定されており、学生便覧やキャビネットに掲載し、学生および教員に開示している。また、新入生ガイダンスでの説明や修了要件が記載され周知されている。修了認定は、毎年2度の大学院委員会修了判定会議で審議し、学長が決定している。	
6(2)	修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。	A	—	専門職大学院設置基準では2年以上の在学と30単位以上の取得を定めているが、当該専攻は修了認定に必要な在学期間を2年、修得単位数は44単位以上としている。4学期制における1学期の履修上限を18単位として推奨履修パターンを示すことで、当該専攻の目的達成のために学生が体系的に学ぶことができるように設定している。	
6(3)	在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。	A	—	入学する前に修得した単位を当校の単位としてみなす件については、学則にて、「本学大学院学生の過去の学習歴を吟味して、所定の単位数を減免、または追加して修業年限を決定できるものとする。このような措置によって決定された修業年限の下限は1年とする。」と規定されている。	
6(4)	当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。	A	—	他大学院で修得した単位の認定については学則で定められ、認定申請にあたっての手続き及び書類も明確になっている。	
6(5)	授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。	A	—	学位の名称は学則で定められ、以下のとおりである。当該専攻の特性および教育内容から適切である。 情報技術修士(専門職) Master of Science in Information Technology (M. S. in IT)	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
7	基準7：教育改善	W	W	基準7(1)～7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準7(1)～7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
7(1)	当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。	C	—	当該専攻は「自己点検・評価委員会」の設置を規程で定めている。同規程第6条第1項は点検評価実施項目の設定や基準の策定実施方法等を定めるとあり、第2項に記した10の項目が点検・評価の対象であれば、基準1～6及び基準7(2)点検評価システム自体の点検を行う仕組みは含まれることとなる。 一方、認証評価でW(弱点)やC(懸念)判定を受けた際には、自己評価の客観性・網羅性・俯瞰性に向き合うと共に、指摘事項がD(欠陥)とならないようA(適合)に向け真摯に改善に取り組む必要がある。改善報告の制度は、継続的改善に対する姿勢と実績を確認するためのものである。 しかし、本専攻は2013年の認証評価でW:9項目、C:16項目の評価を受けたが2015年に改善が認められたのは9項目であり、2018年はW:1項目、C:3項目と高評価を得たが、2020年に改善が認められたのは1項目であった。基準2および基準3(4)は改善が認められず同じ課題を包含していたため、特に両基準に着目し、自己評価が実際に機能しているかについて確認した。 まず、記載事項の経緯に関する証左が確認できたのは、主に基準3(教育方法)と関連する基準4(組織)、基準5(環境)に関する改善例であった(基準1は問題はなく、基準6は、システム完成後は適正運用の確認以外は難しいため割愛)。基準2は留学生に対する支援への配慮は認められたが、入学生数と定員との乖離は改善されず拡大し、自己評価書ではその状態を容認している。継続課題の基準3(4)も2020年度の改善報告書検討結果の指摘事項に引き合った対応はなされていなかった。 特に基準3のシラバスにおける学習・教育目標との対応は、2013年から指摘され続けている。2018年には自己評価書に「各授業シラバス内にその授業がどの教育目標に強く関わっているかを記載する項目欄を設け、教育目標と科目の関係がわかるようにしている。科目担当者はこの目標を学生が達成できるよう、授業内容を構成し実施する。」と記載しているが、証左が確認できずC評価のままであった。 今回、改善実績としての証左は示されなかったが、それでもCTLEによる「学習者の視点に立った授業改善」に関する数々のFD実績を考えると、シラバスから証左を見出す可能性は十分にあった。しかし確認できたシラバスは関係者の一部のものであった。にもかかわらず同じ文章が自己評価書に明記されていたことは、経営層の意識が現場に浸透していないこと以上に、自己評価のあり方においてより深刻である。 以上より、本専攻は点検・評価を行う仕組みは構築され、報告・開示も滞りなく行われている。しかし、評価は項目としては網羅的で、アピールしたい成果に対しては詳細でも、自己評価が、実際に本質的に機能しているとは言い難い。何より繰り返し指摘されている項目に対し真摯な対応が行われていない。運用方法における改善が望まれる。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
7(2)	点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。	W	W	社会からの要求に配慮する仕組みとして、学長の下に「教育課程連携協議会(外部評価委員会)」が設置されている。また、当該校及びその要人が多くのIT企業・地域と連携・交流があり、教員の出身母体も多様なため、社会の要求に鋭敏な組織環境と推察される。実際、数々の改革が迅速に実現されていることは評価に値する。また、学生の要望に配慮する仕組みについても「学生による授業評価」は授業改善に逐次反映されており、「学生生活満足度調査」も図書の拡充や設備機器の更新等、実際の改善に結びつけていることも確認した。 一方、「点検・評価システム自体の機能が点検できる仕組み」とは、組織としての継続的改善を持続させるために、現状行われている取組・測定・逐次の結果、点検評価の方法や結果等に対して、俯瞰的にその機能を点検・評価するための組織的なシステムのことである。従って、主たる運営主体や人とは組織的分掌がなされていることが望ましい。 専攻では、教育システムの継続的改善への意識が経営層には強くあることは実地調査で確認でき、多くの改善も経営層が強く牽引している。しかし、主たる運営主体とは独立・批判的に評価を行うことができる機能や役割が確認できず、顕在化した課題以外は見落とされる可能性がある弱点が確認された。 実際、前述の通り、前々回・前回指摘事項の追跡再確認が自己評価報告書へ記載されていないことが2つの上部委員会でも見落とされ、自己評価書に「現在のところ、問題点が指摘されたことはなく、教育点検システムは良好に機能していると判断されている」と記すことの重大性が組織として認識されていないことも重大である。これらの弱点に対し、組織的・制度的な改善を行うことが必要である。	改善報告書には、左記の指摘に呼応する改善が行われたとの報告がなく、理事長教育諮問会議について、多様な視点を取り入れるべく、学校法人情報大学の理事、及びグループ校の各校校長等をメンバーに加えて再構成したことが記されているだけであり、「主たる運営主体とは独立・批判的に評価を行うことができる機能や役割」を果たす仕組みについての記述がない。また、再構成された理事長教育諮問会議によって「従来以上の幅広い視点からの議論がなされ、点検・評価システムの機能がより強化されていることと認識している」と書かれているが、具体的にどういった議論がなされ、どのように機能強化されたのかの記述がない。 また、改善報告書には、「前々回・前回指摘事項の追跡再確認が自己評価報告書へ記載されていないことが2つの上部委員会でも見落とされ」たことへの対応・改善が行われたかどうかについても何も報告もない。それでいて、現状で「点検・評価システム自体の機能が点検できる仕組み」が機能していると書かれても受け入れ難い。 これらの指摘に呼応した組織的・制度的な改善を行うことが必要である。

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
7(3)	定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。	A	—	当該専攻は3年以内に一度、自己点検・評価を行うことを規程で定め、JABEEによる5年毎の分野別評価、日本高等教育評価機構(JIHEE)による7年毎の機関別評価に加え、端境期には独自の自己評価を行いWebで公表している。また、カリキュラムの改善等の最良の実践活動を積極的に社会に公開している。	
7(4)	定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。	C	—	当該専攻の教育システム、特にカリキュラム関連の改善は速く、現状では自律的活動が有効に機能していることの何よりの証左と言える。しかしながら、対応組織が複雑で検討基準が明確でないものも多く、検討に至った経緯や記録が多く事例で確認できない。実施した教育面談において、顕著な改善実績はボトムアップ的な活動ではなくトップダウンによる活動成果であることが判明し、自律的改善を促す組織風土が醸成されている確かな証左は得られなかった。 一方、基準7(1)や(2)において組織的な評価・改善の仕組みに関しては懸念や弱点があると判断している。この場合でも、トップダウンの指示が的確な活動については機能するが、将来にわたって現在の良好事例を継続することができる組織が維持・形成されるかどうかには懸念がある。継続的な教育の質向上への取り組みを組織に根付かせるためには、地道で忍耐的な改善が望まれる。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書：根拠・指摘事項
8	基準8：特色ある教育研究活動	S	—		
8(1)	特色ある教育研究の進展に努めていること。	S	—	当校は、英語モード教育、SDGsの実践教育、企業及び産業界との連携・交流・協力による実践的教育等を自己評価書において記載しているが、様々な知識レベルの学生に対応し、分野を超え実践ベースのカリキュラムを提供している。また課題に対する対応も速く、特色を揚げようにも枚挙に遑がない。 中でもこの5年間では、CTLEの設置を契機とした教育改革への取り組みが高く評価される。近年の海外動向や国内教育を含めて採用が進んでいる、LMSを用いた反転授業やラーニング・ポートフォリオの活用や「教員のための授業ガイド」の策定などを組み合わせて自律学習を促すだけでなく、教員に対して意義や姿勢を広めることで教育効果の向上に役立てている。実際、学生の高評価を得ており、国際交流の意味からも高く評価できる。	